

いちき串木野市下水道台帳システム作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

いちき串木野市下水道事業において、下水道台帳システム作成業務を委託するのに最も適した事業者(以下「受託候補者」という。)を選定するため、公募型プロポーザルで募集するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

いちき串木野市下水道台帳システム作成業務委託

(2) 発注者

いちき串木野市下水道事業 いちき串木野市長 中屋 謙治

(3) 業務内容

別紙「いちき串木野市下水道台帳システム作成業務委託 仕様書」(以下「仕様書」という。)に定めるものとする。なお、契約に際しては、業務の詳細について本市及び受託事業者の双方で確認を行う。

(4) 業務の期間

契約日から令和8年3月31日(火)まで

(5) 提案上限額

17,200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

なお、当上限額は業務提案のために提示した額であり、契約金額ではない。

(優先交渉権者との協議により、契約金額を設定する。)

※補助対象7,400,000円(社会資本整備補助金 下水道デジタル化支援事業交付金)

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

3 参加資格等

(1) 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書兼誓約書の提出期限の日において、本市から指名停止措置を受けていないこと。

ウ 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更新手続開始又は民事再生手続の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てが行われていないこと。

オ 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員もしくは同条第2号に規定する暴力団員ではないこと。さらに暴力団員、暴力団と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する団体及び個人でないこと又はこれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。

カ 鹿児島県内に本社、支社又は営業所を有していること。

- キ 平成 27 年度以降公示日までにおいて、地方公共団体等が発注した下水道情報デジタル化業務かつ下水道台帳管理システム導入業務（同一業務でなくても可）を元請として遂行した実績を有すること。
- ク 管理技術者、照査技術者、担当技術者については、地方公共団体等が発注した下水道情報デジタル化業務かつ下水道台帳管理システム導入業務（同一業務でなくても可）を実施した実績を有する者を配置できること。
- ケ 管理技術者については、技術士（総合技術監理部門－上下水道－下水道）、技術士（上下水道部門－下水道）、RCCM（下水道）のいずれか、及び測量士の資格を有する者を配置できること。
- コ 照査技術者については、技術士（総合技術監理部門－上下水道－下水道）、技術士（上下水道部門－下水道）、RCCM（下水道）のいずれか、及び空間情報総括監理技術者の資格を有する者を配置できること。
- サ ISO9001（品質マネジメント）、ISO27001（情報セキュリティマネジメント）及びプライバシーマークの全てを認証取得していること。

※アイエについては、参加表明書兼誓約書等の提出日以前 6 か月以内とする。

- (2) 参加資格の取り消し
本プロポーザルの参加表明書兼誓約書等の提出後に、参加資格要件のうち、いずれか一つでも満たさないことが明らかになったときは、参加資格を取り消すこととする。
- (3) 費用負担
プロポーザル参加に関する必要な経費は、参加者の負担とする。
- (4) 複数提案の禁止
提案は一参加者につき、一案のみとする。
- (5) 配布資料（本市ホームページからダウンロードすること。）
ア 公募型プロポーザル実施要領
イ 仕様書
ウ 様式第 1～10 号

4 日程

実施内容	日 程	様 式
公告（ホームページへの掲載）	令和 7 年 7 月 25 日（金）	
質問書の提出期限	令和 7 年 8 月 1 日（金）17 時必着	様式第 9 号
質問回答（ホームページへの掲載）	令和 7 年 8 月 6 日（水）	
参加表明書兼誓約書等の提出期限	令和 7 年 8 月 8 日（金）17 時必着	様式第 1～6 号他
選定結果通知（第一次審査）	令和 7 年 8 月 18 日（月）	
企画提案書提出届等の提出期限	令和 7 年 8 月 29 日（金）17 時必着	様式第 7～8 号他
審査の実施（プレゼンテーション）	令和 7 年 9 月 12 日（金）	
特定結果の通知・公表	令和 7 年 9 月中旬	
契約の締結	令和 7 年 9 月下旬	

5 質問の受付

(1) 質問書の受付

ア 提出書類：質問書（様式第9号）

イ 提出期限：8月1日（金）17時必着

ウ 提出方法：電子メールにより送信し、必ず着信を電話で確認すること。

エ 提出先：いちき串木野市上下水道課建設係

電話：0996-21-5157

E-mail：gesui2@city.ichikikushikino.lg.jp

オ 回答：いちき串木野市ホームページに掲載

※審査及び評価に係る質問は一切受けない。

6 参加表明書兼誓約書等の提出

(1) 提出期限：8月8日（水）17時必着

(2) 提出方法：持参又は郵送

※持参の場合、土日及び祝日を除く9時から17時までとする。

※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出先：いちき串木野市上下水道課建設係 石神

〒899-2192 いちき串木野市湊町一丁目1番地

(4) 提出書類

内 容	部数
①参加表明書兼誓約書（様式第1号）※1	正本1部
②会社概要書（様式第2号）	正本1部
③暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）※1	副本12部
④業務実績書（様式第4号）	
⑤実施体制表（様式第5号）	
⑥配置予定者調書（様式第6号）	
⑦その他書類 ・業務実績等が分かる資料の写し（TECRIS、契約書、設計書等の写し） ・配置予定技術者の資格証等の写し ・配置予定技術者との間に3ヵ月以上の雇用関係を証明できる書類（被保険者証等の写し） ・ISO等の認証を証明できる書類の写し ・税金に未納がないことの証明書 ※2 ○法人税、消費税及び地方消費税 ○本店又は委任を受けた支店等の所在地の法人市民税、固定資産税 ・直近の決算書の写し ・登記事項証明書（写し可）※2 ・印鑑登録証明書（写し可）※2 ・委任状（支店等に委任する場合、様式は任意）	

※1 参加表明書兼誓約書（様式第1号）については記名押印のうえ提出すること。

※2 参加表明書兼誓約書等の提出日以前3ヶ月以内のもの

7 第一次審査（書類審査）

- （１）審査は、公募型プロポーザル方式参加申出書等について、別紙「審査基準表」第一次審査における評価基準に基づいて審査し、その評価の高い順に、第二次審査の参加者を４者以内で選定する。
- （２）第一次審査結果は、令和７年８月１８日（月）までに、参加申出書等を提出した全ての事業者に対し、「公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書」として文書にて通知する。

8 企画提案書等の提出

- （１）提出期限：８月２９日（金）１７時必着
- （２）提出方法：持参又は郵送
 ※持参の場合、土日及び祝日を除く９時から１７時までとする。
 ※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。
- （３）提出先：いちき串木野市上下水道課建設係
 〒８９９－２１９２ いちき串木野市湊町一丁目１番地
- （４）提出書類

内 容	部数
① 企画提案書提出届（様式第７号）※ ¹	正本１部
②企画提案書（任意様式、Ａ４縦片面１０ページ以内に収めること） ※別紙仕様書に示す４業務内容に関する提案を含むこと。	正本１部 副本１２部
③要求機能項目対応表	
④見積書（様式第８号）※ ¹ ※本業務に係る費用（内訳書任意様式を添付し、補助対象の費用とそれ以外の費用と分けてつくること。）	
⑤見積書（任意様式） ※本システムの引渡しの日が属する年度の翌年度から１０年間に必要な年次的経費のほか、必要に応じてハードウェアの更新に要する費用を加算した金額、及びその内訳を記載すること。ただし、消費税及び地方消費税相当額を含まないこと。	

※¹ 企画提案書提出届（様式第７号）及び見積書（様式第８号）については、記名押印のうえ提出すること。

（５）留意事項

- ア 企画提案書については、日本工業規格Ａ４判縦置き横書き左綴りで作成し、表紙・目次を除き合計１０ページ以内で記載すること。ただし、工程計画表又は業務提案書の文章を補完するためのイメージ図等を作成する場合は、Ａ３判横置を利用しても構わないものとし、その場合、Ａ４判縦置２枚として換算する。
- イ 文字サイズは１０．５ポイント以上、言語は日本語、数字はアラビア数字を使用し、袋とじ、又はファイル綴じにすること。
- ウ 企画提案書の内容については、「仕様書」や別紙「審査基準表」「要求機能項目対応表」を参照の上、業務実施方針、業務実施フロー・業務実施工程、システムに係る基本的事項、業務機能、システム運用保守等に関する内容について記載すること。また、提案者が受注することによる本市へのメリット又は独自の取組み、追加提案等があれ

ば記載すること。

エ ④見積書（様式第 8 号）については、仕様書に記載された業務及び追加提案した業務の遂行に必要な全ての作業項目及び経費の総額を記載することとし、また内訳書（任意様式）に補助対象の費用とそれ以外の費用の内訳が分かるように記載すること。

オ ⑤見積書（任意様式）については、本システムの引渡しの日が属する年度の翌年度から 10 年間に必要な年次的経費及びハードウェアの更新に要する費用を見積もるものとし、内訳書にその内訳が分かるように記載すること。

カ 原本と写しの内容は、字体・色等を含めて同一とすること。

キ 参加時に提出した企画提案書の内容に係る修正は認めない。

9 第二次審査（ヒアリング審査）

（１）審査は、プレゼンテーションを実施し、別紙「審査基準表」第二次審査における評価基準に基づいて総合的に審査し、契約の相手方となる受託候補者を特定する。

（２）プレゼンテーションの順番は、参加申込受付の早い順とする。

（３）プレゼンテーションの時間は、一参加者につき業務提案説明及びデモンストレーションの時間を 30 分、質疑応答時間を 15 分とし、準備・片付けに係る時間を含めて 50 分以内とする。

（４）業務提案の説明は、企画提案書等の提出時に併せて提出した同じものを用いて行うこととし、それ以外のものは一切受け付けない。ただし、システムのデモンストレーションについてはこの限りではない。

（５）第二次審査結果は、令和 7 年 9 月中旬までに、第二次審査に参加した全ての事業者に対し、「プロポーザル方式選定結果通知書」として文書にて通知することとし、受託候補者及び次点者については、いちき串木野市ホームページで公表する。

（６）審査項目及び配点は、別紙「審査基準表」に記載のとおり。

（７）プレゼンテーションの出席者人数は 4 名以内とし、管理技術者は必ず出席すること。

（８）プレゼンテーションに際しては、提出した提案書（拡大したもの又はプロジェクターを使用しての説明は可）のみ使用すること。

（９）プロジェクターを使用して説明する際のパソコンは、提案者が各自で用意すること。スクリーン、プロジェクター（HDMI 接続）、ケーブルドラムは事務局で用意する。

（10）プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

10 辞退について

参加表明書等の提出後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式第 10 号）を記名押印のうえ提出すること。

（１）提出期限：8 月 29 日（金）

（２）提出方法：持参又は郵送

※持参の場合、土日及び祝日を除く 9 時から 17 時までとする。

※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

（３）提出先：いちき串木野市上下水道課建設係 石神

〒899-2192 いちき串木野市湊町一丁目 1 番地

11 契約締結

受託候補者の決定後、提案内容に基づき契約条件等について受託候補者と協議の上、契約を締結するものとする。

なお、受託候補者と協議が整わない場合や受託候補者が失格要件に該当した場合には、市は受託候補者との協議を打ち切り、次点者と交渉するものとする。

12 失格要件

次の事項に該当していることが判明した場合、その参加者を失格とする。なお、審査項目のいずれかにおいて著しく「不適」と判断された提案は、評点の如何にかかわらず失格とする場合がある。

- (1) 提出期限までに必要書類の提出がなかったもの。
- (2) 提出書類に不備、又は虚偽の記載があったもの。
- (3) 見積書の金額が、提案上限額を超過したもの。
- (4) 提出された書類の提出期限後に見積書の金額訂正を行ったもの。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合。
- (6) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至ったもの。
- (7) その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合。

13 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザル審査その他本業務実施のために必要な範囲で、企画提案書が無償で複製し、使用することができるものとする。
- (3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 審査結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (5) このプロポーザルは、受託候補者の選定を目的とするものであり、契約内容について必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (6) 参加者が1者の場合も、審査の結果、評価基準に基づく得点が6割以上であれば、受託候補者とする。
- (7) 受託候補者が選定以後に、失格事項に該当すると認められた場合、本市と受託候補者による本業務締結交渉が不調となった場合又は、都合により辞退した場合は、次点者と契約交渉を行う。

14 担当窓口

〒899-2192 いちき串木野市湊町一丁目1番地

いちき串木野市上下水道課建設係 石神

電話：0996-21-5157 FAX:0996-21-5192

E-mail: gesui2@city.ichikikushikino.lg.jp